

伊予市特別職報酬等審議会答申書

平成29年1月31日

伊予市特別職報酬等審議会

平成29年1月31日

伊予市長 武 智 邦 典 様

伊予市特別職報酬等審議会

会長 徳 田 和 敏

伊予市特別職の報酬等の額について（答申）

平成28年12月22日付け伊（総）第644号により本審議会に諮問があった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

平成28年12月22日、本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額の適正について諮問を受け、平成29年1月19日に審議会を開催した。

伊予市の市政運営においては、急速な少子高齢化の進展に伴い、社会福祉関係業務の増大、更には地方分権化による業務量の増加等が見込まれる。

また、新庁舎や図書館・文化ホールを現在建設中であり、今後は事業費が

増大し、公債費比率の上昇も予想される。

一方で、経済情勢については、地方においては改善されているという実感が薄く、大幅な税収増は見込めない。また、国の行財政改革に伴う地方交付税の削減が行われており、更に厳しい財政状況が続くと予想される。

このような中で、特別職の報酬等を検討するに当たり、委員の公平性及び中立性の立場に立ち、市長、副市長及び教育長並びに議員それぞれの職務権限、責任の度合い等を勘案するとともに、本市の人口規模、財政状況、県内各市等の状況等関係資料の分析、検討を行い、また、昨今の人事院勧告、伊予市の経済状況等を考慮しながら意見交換し、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申としてとりまとめることとした。

については、答申結果のみならず、特に本文に記載する審議の経過、付帯意見についても十分に尊重されるよう要望する。

2 答申結果

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長、副市長及び教育長の給料の額については、平成17年4月の市町合併時から今日まで、3度の引き下げにより約3%の削減が行われており、また、平成25年7月より市長をはじめ、副市長、教育長の給料額の自主削減を実施している。一方、市政運営においては、厳しい財政状況に対応するため、事業の見直しや効率化を図り、積極的に行財政改革に取り組んでこられている。

今後も、市長、副市長及び教育長については、これまで以上にその社会的役割は増大し、その職責を担わなければならないことから、市長、副市長及び教育長の給料の額については、据置くことが望ましいとの結論に達した。

(2) 議長、副議長及び議員の報酬の額

議員等の報酬の額については、平成17年4月の市町合併時から今日まで、3度の引き下げにより約3%の削減が行われ、また、平成24年度には、議員定数を次の選挙から1名削減しており、今年度においても次の選挙から議員定数を1名削減するなど、議会の改革に取り組んでこられている。

一方、議員には、報酬に加え、特別職と同じ支給割合の期末手当が支給されており、そのほかに政務調査費や行政視察等の旅費も支給されている。

これらのことについて多くの意見が出され、更に議員の資質、努力や姿勢、意欲等についてもさまざまな意見が出された。

主な意見内容としては、市長、副市長及び教育長と同様に、議員が担う職責についても、重要であることは明白であるが、現在の報酬額に見合った職務内容や意欲であるかということについて、個人差がありつつも疑問が残る。

さまざまな意見が出た中で、議員定数の削減率や伊予市の財政状況を考慮すると、近隣の同規模の市と比較しても、引き下げるべきであるという意見が多く出され、審議の結果、平成26年度からの人事院勧告と給与制度の総合的見直しに伴う職員の給料表の改定に順じ、次のとおり1%程度引き下げることが適当であるとの結論に達した。

区 分	現行額	改正額	増減額	改正率
議 長	413,000 円	409,000 円	▲4,000 円	▲1.0%
副議長	336,000 円	333,000 円	▲3,000 円	▲0.9%
議 員	308,000 円	305,000 円	▲3,000 円	▲1.0%

3 付帯意見

市議会議員に対しては、条例の定めにより、報酬・手当に加え、政務調査費等が支給されており、行政視察の旅費などの規定もある。

政務調査費については、報道等により額や用途内容について、広く注目を浴びたところであるが、最近では政務調査費だけでなく、行政視察の内容や意義についても、注視されているところである。議員報酬だけでなく、議員としての活動内容やそれに伴う費用についても、適正かつ有効なものが求められている。

また、議員定数についても、今年度1名減と改定したものの、市の規模や財政状況を見極め、議会の活性化を図ることが出来るよう、今後においても議会改革に取り組み、常に伊予市の状況を適正に反映したものでなければならない。

政務調査費や議員定数、旅費や行政視察の内容については審議の対象外ではあるが、報酬額を審議するための参考資料となるものであり、当然ながら、報酬以外のものであっても、市の規模、財政状況等を考慮した、妥当かつ適正なものでなくてはならないことは言うまでもない。

よって来年度には、任期満了による選挙を控えていることもあり、議員一人ひとりが、議員としての資質向上に努め、伊予市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、一層の議会改革に取り組むことを望むとともに、市民からも大いに期待されていることを、市民の意見の代弁者として、申し添えておく。